

宇城市浄化槽設置整備事業

補助金交付申請マニュアル

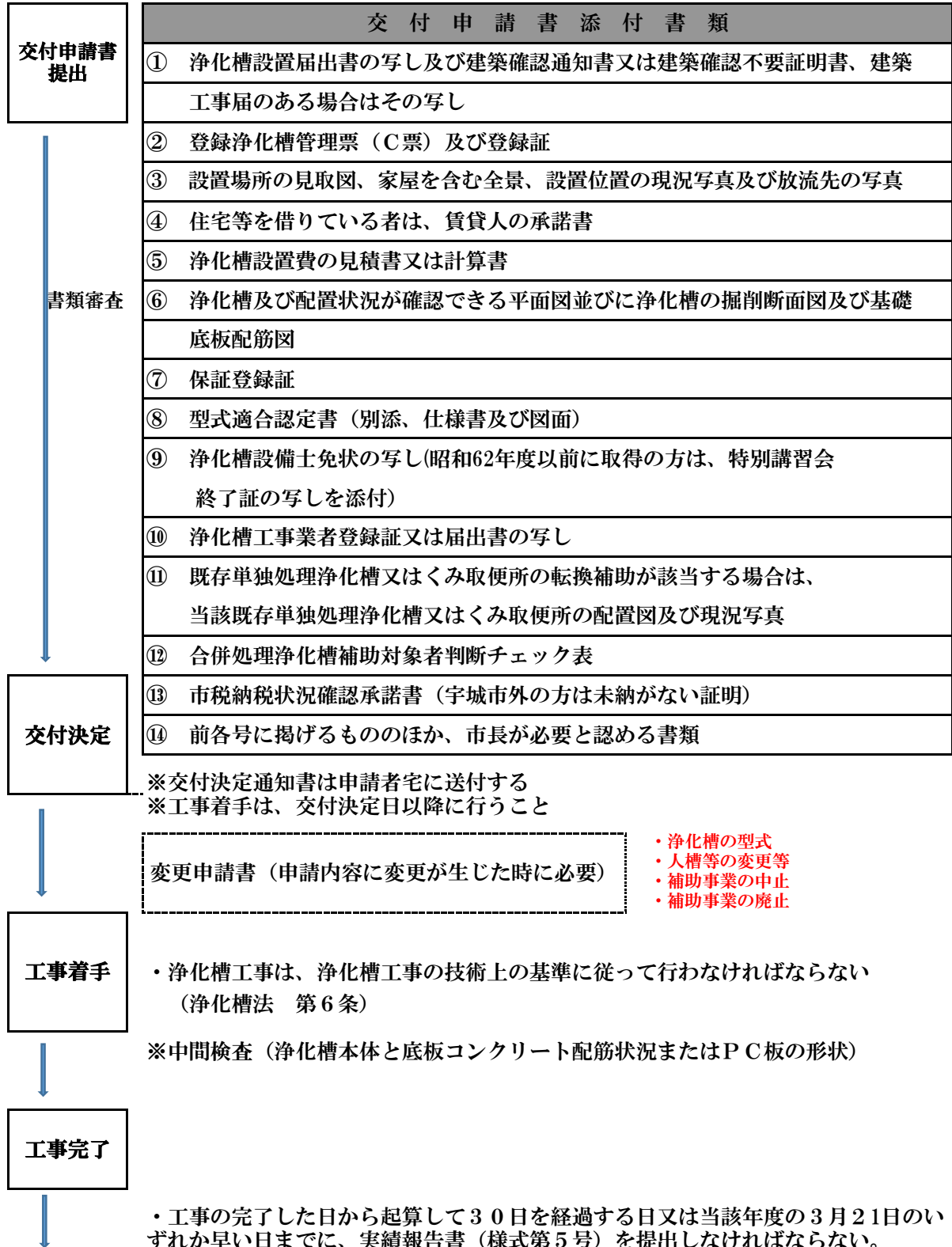
令和 6 年 4 月

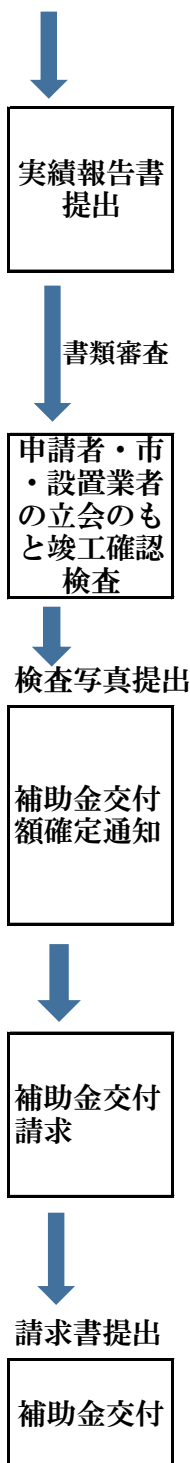
宇城市 保健衛生部 衛生環境課

申請から交付までの流れ

- ・申請前に「補助対象箇所であるか」及び「転換補助対象であるか」を確認する
- ・共有名義の場合は、代表者1名で申請する
- ・申請書提出は、工事着手10日前までに行う
- ・提出書類内の押印については、同じ印鑑で統一する

必ず、浄化槽工事の着工前に申請書を提出すること。





- ・工事完了後、速やかに提出する

新築等	単 ← 合	汲 ← 合	実 績 報 告 書 添 付 書 類
○	○	○	① 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合は、自ら行うことができることを証明する書類）
○	○	○	② 浄化槽法第7条・11条検査依頼書及び領収書の写し
○	○	○	③ 浄化槽使用開始報告書の写し
○	○	○	④ 工事管理写真（工程写真）
○	○	○	⑤ 工事施工チェックリスト
-	○	○	⑥ 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の転換補助が該当する場合は、当該既存単独処理浄化槽又はくみ取便所を浄化槽に転換している状況を示す写真
-	○	-	⑦ 転換する既存単独処理浄化槽に係る浄化槽使用廃止届出書の写し
○	○	○	⑧ 浄化槽及び配管の竣工図（平面図）
○	○	○	⑨ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- ・補助金交付額確定通知書および補助金請求書を申請者に送付します

- ・請求書に記載する振込口座は、申請者名義の口座を記入する
- ・請求があった日から30日以内に、補助金を交付します

浄化槽補助金申請に関する注意事項

○補助金申請について

- ・ 事前に、申請地が補助対象地域であることを確認すること
- ・ 申請書の住所・氏名は、直筆で記入すること
- ・ 市税の滞納がないこと
- ・ 申請者は、浄化槽を設置した住宅の完成後は当該家屋に実際に居住し、速やかに住民票異動手続きを行うこと（別荘等は補助対象外になります）
- ・ 申請書の提出は、浄化槽設置工事着手の10日前までに行うこと
（工程等の打合せを行い、余裕を持った計画を立てて申請を行うこと）
- ・ 申請書、登録証、登録浄化槽管理票(C票)の「使用予定人員」欄には、実際の使用予定人員を必ず記載すること
- ・ 見取り図は、周辺の状況も分かるように作成すること（目印となる施設等の記載など）
- ・ 配置図、平面図には、浄化槽位置のほか、柵や配管についても正確に記載すること

○補助事業の変更について

- ・ 申請内容に変更がある場合は、速やかに変更承認申請書の届出を行うこと
（浄化槽型式や人槽等の変更、工期の変更、補助事業の中止、補助事業の廃止など）

○実績報告書

- ・ 合併浄化槽設置工事完了後は、速やかに実績報告書を提出しなければならない
- ・ 配管工事の変更があった場合は、変更承認申請手続きは必要ないが、変更後の配管図を実績報告時に添付すること

○その他

- ・ 申請手続きを代行するときは、補助申請者に対して、補助金手続きの流れや契約内容（保守点検、清掃、法定検査の適正管理等）を必ず説明し、申請者の了承を得たうえで手続きを進めること
- ・ 補助申請の申し込みは、受付順とする
- ・ 予算額に達した場合は、年度途中であっても受付を終了することがある

中間検査について【浄化槽本体及び底板の確認】

中間検査は、「浄化槽本体」と「基礎底板（配筋状況またはP C板形状）」の確認を行う

- ・検査実施日程については、設置業者が事前に連絡し、検査員と調整を行うこと
- ・設置業者は、検尺、指示ピン、黒板または白板、カメラ等を準備すること

■浄化槽本体

- ・検査時期は、原則として、現地への材料搬入後から本体設置前の間で行う
- ・検査内容は、材料形状を確認する



- ① 浄化槽本体を撮影する
(メーカー・型式・人槽が分かるように)
- ② 浄化槽型式適合認定番号を撮影する

■基礎底板（底板コンクリート）

検査時期は、底板コンクリート打設前で、鉄筋の配筋状況を確認する



- ① 配筋状況の全景を撮影する
- ② 基礎コンクリート型枠の縦・横延長を確認する
- ③ 鉄筋ピッチを、2箇所程度確認する
- ④ 鉄筋径を、ノギスで確認する

■基礎底板（P C板）

- ・検査時期は、原則として、現地への材料搬入後から本体設置前の間で行う
- ・検査内容は、材料形状を確認する

◆黒板記入例

浄化槽本体

合併浄化槽設置工事 (●●宅)	
[中間検査]	
浄化槽本体	
形式	●●
形式適合認定番号	●●
(検査員) ●●課 ●●氏	

基礎底板（配筋）

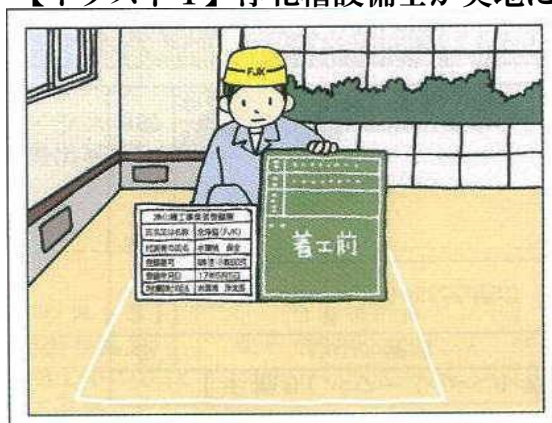
合併浄化槽設置工事 (●●宅)	
[中間検査]	
基礎底板（配筋）	
鉄筋径	D●mm @●mm
L = ●m	W = ●m
(検査員) ●●課 ●●氏	

基礎底板（P C板）

合併浄化槽設置工事 (●●宅)	
[中間検査]	
基礎底板（P C板）	
メーカー名	●
寸法	●×●×●
(検査員) ●●課 ●●氏	

工事管理写真の撮り方

【イラスト1】浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真（施工前）



【ポイント】

- ・浄化槽設備士が、実地に監督していること
- ・浄化槽設備士が正面を向き、標識看板を掲げて、背景に工事を行う場所の周辺状況(地面・家屋等)とともに撮影すること
- ・着工前の写真は浄化槽の位置を明確にし撮影年月日を鮮明に撮影すること

※標識看板 国土交通省「浄化槽工事業に係る登録等に関する省令」第9条に定める別記様式第8号・同第9号による

【写真1】床掘り・山留状況を示す写真【ポイント】

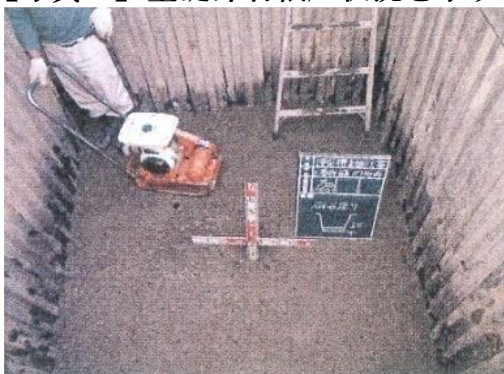


- ・深さ1.5m以上の根切り工事を行う場合においては、原則として土留工を施すものとする。

【建設工事公衆災害防止要綱土木工事編第41条 参照】

- ・「敷地が狭い、軟弱地盤、構造物に隣接、湧水が多い」箇所については、山留工法を選択すること
- ・床掘の深さは、掘り過ぎないように十分注意することとし、掘りすぎ調整は捨てコンクリートで行うこと

【写真2】基礎砕石転圧状況を示す写真



【ポイント】

- ・床掘時に湧水があれば、コンクリート打ち込み前に排水すること
- ・砕石・コンクリート厚みについては、スケールが読めるように撮影する（目盛りとレンズを水平にする）
- ・栗石または砕石地業で、ランマ等の機材を使用して転圧作業を行っている状況を撮影すること

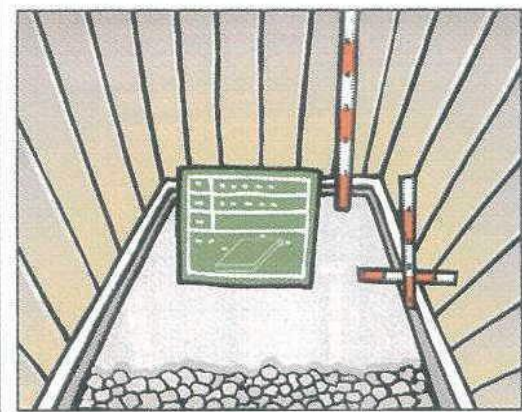
【イラスト2】栗石地業の写真



【ポイント】

- ・床掘床均し転圧後、割栗石を敷きつめ、上から砕石をまき、更に転圧すること

【イラスト3】 栗石地業後の捨てコンクリートを打った状況写真



〔ポイント〕

- ・コンクリートの深さがわかるスケールとともに撮影すること

※ t=50mm以上【浄化槽整備事業の手引きより】

- ・栗石地業を行い、十分突き固めた上に捨てコンクリートを打設し、底盤面の水平を出すこと

※掘削深さが深すぎた場合には、捨てコンクリートの厚さを厚くすることにより調整を行うこと

【写真3】 基礎工事の配筋状況を示す写真



〔ポイント〕

- ・スラブ配筋の写真は特に重要であるため、確実に撮影すること
- ・配筋組立には、必ずスペーサーを使用する
- ・配筋工、ピッチ（ヨコ200mm×200mm）状況が確認できるように撮影すること

※【浄化槽整備事業の手引き】を参照

【写真4】 基礎底版コンクリートの状況を示す写真



〔ポイント〕

- ・コンクリートの養生後、コンクリート厚さが分かるスケールとともに撮影すること

※基礎コンクリートは十分な養生を行い、その後浄化槽本体を設置すること

- ・コンクリート養生後（W×L×H）の寸法を鮮明に撮影すること

【写真5】 浄化槽本体の写真



〔ポイント〕

- ・浄化槽本体据付前に、申請どおりの「メーカー・型式・人槽」であるかが分かるように、浄化槽本体の全体を撮影すること

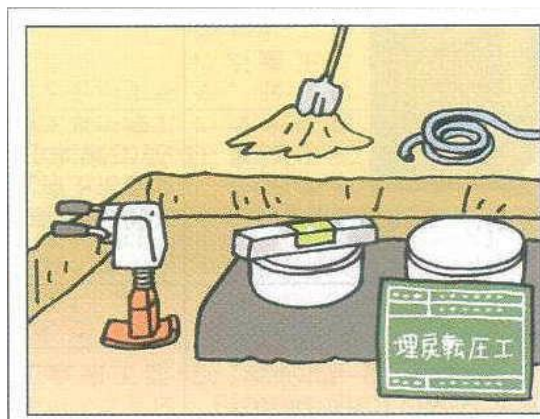
【写真6】水張りの状況を示す写真



[ポイント]

- ・埋め戻しの前に規定水位まで水張りを行い、その後24時間以上放置し、漏水の有無を検査すること
- 【建築基準法施行令第33条】

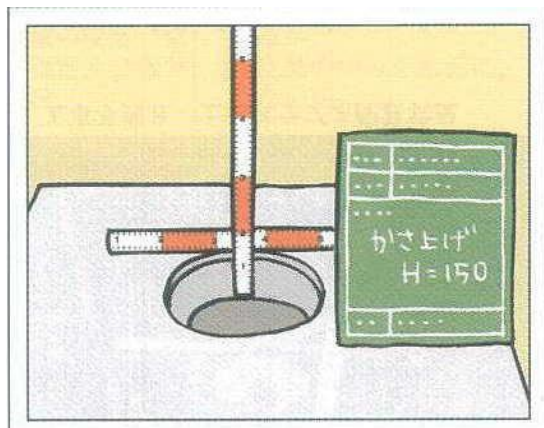
【イラスト4】据付工事の状況を示す写真



[ポイント]

- ・水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しの作業を、実際に作業員が行っていることが分かるように撮影すること（水をまいている状況等）
- ・水準器、スケール、水張りや水締めに使ったホース、締め固め作業に使った突き棒やランマー等の使用道具や材料を撮影すること

【イラスト5】かさ上げの状況を示す写真



[ポイント]

- ・バルブ上端からマンホール蓋までの距離が分かるようにスケールを当て、保守点検時に確実に手が届くこと
- ・かさ上げ高さが、おおむね30cm以内であることが確認できる状態を撮影すること

【写真7】上部スラブ工事を示す写真



[ポイント]

- ・スラブ配筋は重要であるため、確実に撮影すること
- ・上部スラブの配筋は、埋戻し後に十分な締め固めを行い、型枠を組んでから行うこと
- ・マンホール開口部には、周囲に補強筋を施すこと
- ・上部スラブ高は、周囲の地盤面より3cm以上高くすること
- ・雨水の流入防止策を講ずること
- ・コンクリート仕上げ面には、水勾配をつけること

【写真8】 上部スラブコンクリート状況を示す写真



【ポイント】

- ・コンクリート打設後に十分な養生をしたあと、型枠をはずすこと
- ・コンクリート厚、幅、長さが分かるように、スケールとともに撮影すること

【写真9】 ブロワ設置状況を示す写真



【ポイント】

- ・ブロワ、屋外用コンセント、アース工事及び送気管とブロワ本体の接続状況がはっきりと確認できるように撮影すること

【写真10】 工事完了の写真



【ポイント】

- ・浄化槽の上部及び周囲の状況から残土の処分や工事後の片付け等、工事が完了していること
- また、設置現場において、工事の竣工確認を行った浄化槽設備士が写っていること
- ・着工前の写真と対比できるように、周りの状況もわかるよう同一箇所から撮影すること

※浄化槽上部を駐車場として利用する場合や、浄化槽上部を車両が通る場合は、浄化槽本体に重荷がかからないように、周囲に上部荷重を受けるための補強工事が必要になります

＜要注意＞

※記載事項について、施工不良や撮影漏れがあった場合には、補助金の交付が受けられず申請者に迷惑をかけることになるので、業者の方は遺漏のないように施工を行うこと

また、本補助事業は国庫補助金を受ける事業であるため、施工業者は、国の示す整備基準に基づいて施工を行うこと

工事完了後は、速やかに実績報告書等の書類を提出すること

既存単独処理浄化槽の処分状況を示す（参考写真）

（１）工事着工前の写真



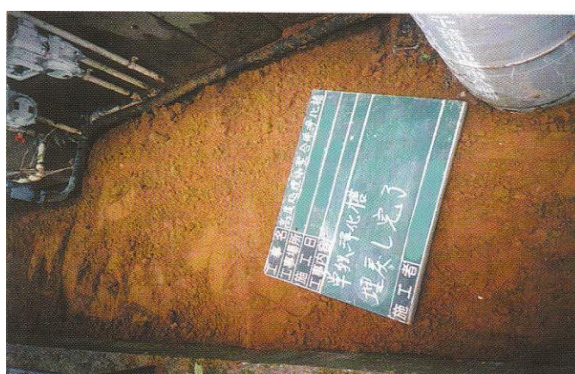
（５）埋め戻し作業の写真



（２）汚泥くみ取作業の写真



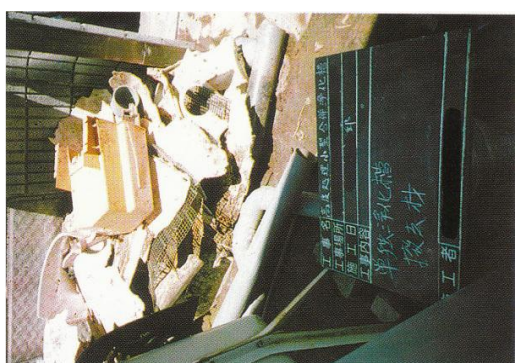
（６）工事完了の写真



（３）消毒作業の写真



（４）解体又は掘上作業の写真



既存くみ取便所の処分状況を示す（参考写真）

（１）工事着工前の写真



（５）埋め戻し作業の写真



（２）汚泥くみ取作業の写真



（６）工事完了の写真



（３）消毒作業の写真



（４）解体又は掘上作業の写真



工事（施工）チェックリスト

検 査 項 目	チェックポイント	欄
1. 流入管きょ及び放流管きょ勾配	汚物や汚水の停滞はないか	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか	
	雨水や工場排水等が流入していないか	
4. 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な柵が設置されているか	
5. 流入管きょ、放流管きょ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか	
6. かさ上げの状況	バルブ操作などの維持管理を容易に行うことができるか	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか	
	コンクリートスラブが打たれているか	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか	
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか	
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか	
	しっかり固定されているか	
11. ばっ気装置、逆流装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか	
	しっかり固定されているか	
	空気の出方や水流に片寄りはないか	
12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13. ポンプ設置（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプ升に変形や破損はないか	
	ポンプ升に漏水のおそれはないか	
	ポンプが2台以上設置されているか	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか	
	ポンプの固定が十分行われているか	
	ポンプの取りはずしは可能か	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか	
14. ブロワの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか	
	アースはなされているか	
	漏電のおそれはないか	

上記のとおり確認したことを証します。

年 月 日

担当浄化槽設備士氏名

印

（浄化槽設備士免状の交付番号

）

浄化槽設置工事の技術上の基準

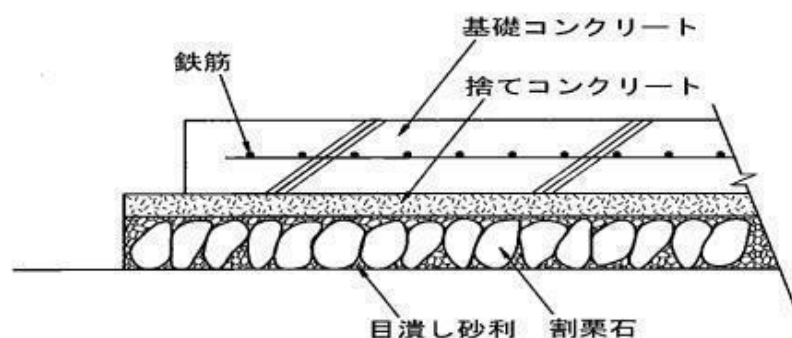
浄化槽法第4条第3項及び第5条第1項の規定に基づく浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号）を以下に示す

1. 浄化槽工事用の図面及び仕様書に基づいて行うこと
2. 浄化槽法第4条第2項に規定する浄化槽の構造基準に適合するように行うこと
3. 浄化槽に損傷等が生じないように行うこと
4. 工事開始に当たっては、浄化槽の設置位置、放流先等現場の状況を十分把握し適切な施工に努めること
5. 根切り工事、山留め工事等は、次に定めるところにより行うこと
 - イ. 建築物その他の工作物に近接して行う場合においては、あらかじめ、当該工作物の傾斜、倒壊等を防止するために必要な措置を講ずること
 - ロ. 地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管等を損壊しないように注意すること
 - ハ. 根切り工事を行う場合においては、当該根切り工事の深さおよび地層及び地下水の状況に応じて、あらかじめ、山留めの設置等地盤の崩壊を防止するために必要な措置を講ずること
- ニ. 埋戻しを行う場合においては、浄化槽内に異物が入らないように行うとともに、十分な締固めを行うこと
- ホ. 法第13条第1項又は第2項の認定を受けた浄化槽の埋戻しは、浄化槽の水平を確認しつつ行うこと
6. 基礎工事は、地盤の状況に応じて、基礎の沈下又は変形が生じないように行うこと
7. 基礎の状況等に関する記録を作成すること
8. コンクリートの打ち込みは、打ち上がりが均質で密実になるように行い、また、所要の強度になるまで適切に養生すること

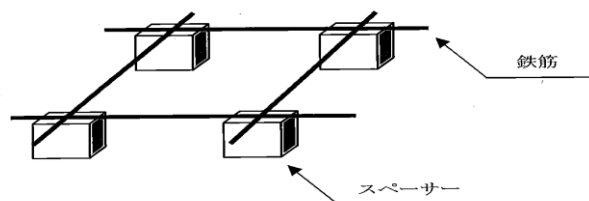
【基礎等の厚さ】

種 別		基礎の厚さ（mm）
地 業	砕 石	100以上
	割栗石	150以上
捨てコンクリート		50以上
鉄筋コンクリート	コンクリート厚	150（100）以上
	配 筋	D10@200（シングル）

【基礎の構造例】



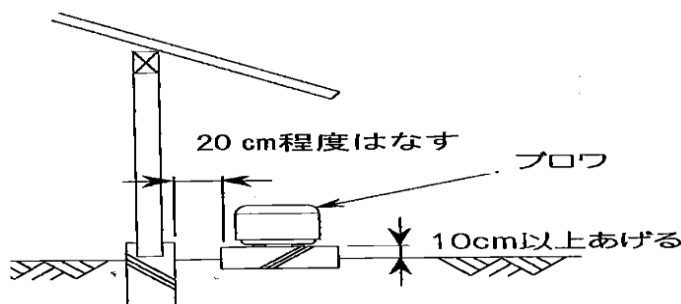
【スパーサー】



9. 地下水等の状況に応じて、浄化槽の浮き上がりを防止するために必要な措置を講ずること
10. 沈殿室等のホッパーの表面は、必要に応じて、沈殿作用に支障が生じることのないように仕上げを行うこと
11. 接触材、ばっ気装置等を浄化槽に固定する場合においては、ばっ気、かくはん流、振動等によりその機能に支障が生じることのないように行うこと
12. 越流ぜきの調整が必要な場合においては、越流量が均等になるように調整すること
13. 浄化槽内において配管が貫通する部分は、必要に応じて、仕上げを行うこと
14. 電気設備については、接地等が適切に行われ、安全上及び機能上の支障がないことを確認すること
15. ポンプ、送風機等の機器が正常に作動することを確認すること
16. 工事現場における浄化槽工事に使用する材料及び機器の保管は、品質及び性能に支障が生じないように行うこと
17. 工事現場における地盤の崩壊、資材の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講ずること

【ブロワの設置】

ブロワの基礎は、施工図に基づき適切に設置する。また、建物の外壁から20cm程度離し、かつ、建物の基礎とつながらないようにすること



【占有等の協議について】 いわゆる「放流同意問題」について（抄）

昭和63年10月27日 衛浄第64号 厚生省浄化槽対策室長通知

- 1 合併処理浄化槽については、一般に処理性能も良く、し尿に加えて生活雑排水の適正処理も行うことから、「放流同意」の添付を一律に求めることは、違法の疑いが強いこと。
なお、法令に基づき水路の管理者から水路の占有許可を得る必要がある場合、水路の管理者から法令に基づく協議を求められた場合等に法令上の手続きを行うよう指導することは、ここでいう「放流同意」とは異なるものであること。
法令上の手続きの例としては、土地改良法第56条（土地改良区の協議請求）、道路法第32条（道路の占有許可）、河川法第26条（工作物に新築等の許可）等がある。
この場合においては、合併処理浄化槽の、生活排水対策としての重要性にかんがみ、水路の管理者等の理解を求め、水路の占有許可等が得られるように努められたい。

浄化槽の仕組み（処理方法）

浄化槽に排水された汚水の処理は次のように行われます

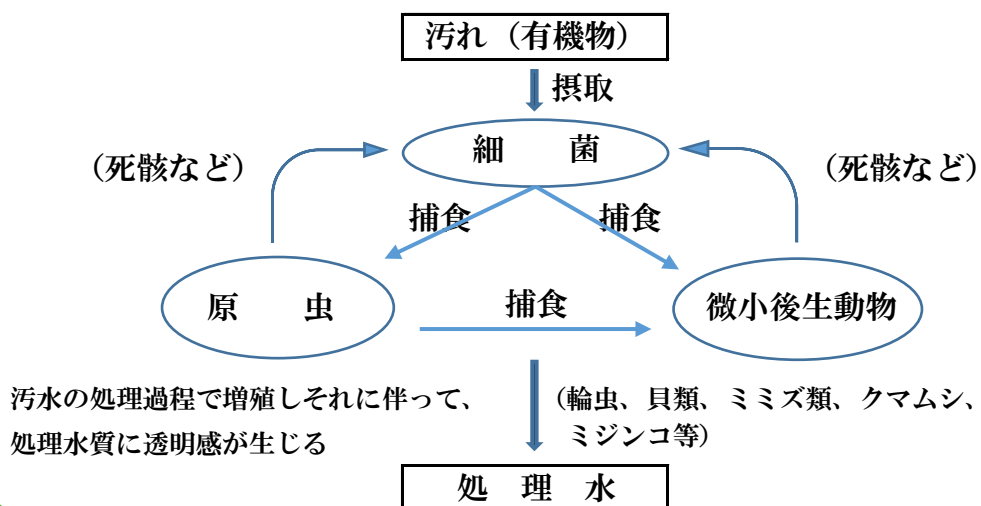
汚水 ↓ (家庭から出る生活排水が浄化槽の中に流入されます)

① 固形物の分類・貯蔵

- ・排水中の固形物を沈殿やろ過によって分離します
- ・分離した固形物を貯留した後、一定期間ごとに溜まった固形物を引き出します
- ・貯留槽では、嫌気性微生物（水中に酸素が溶け込んでいない状態で生育する微生物）によって有機物が分解されます

② 汚れ（有機物）の分解

- ・好気性の微生物（水中に酸素が存在する状態で生育する微生物）によって有機物を分解します



③ 処理水中の浮遊物の分離

- ・処理水に含まれる固形物（浮遊物）を分離して①へ移送します

④ 細菌などの消毒

- ・し尿を処理するため、処理水中の細菌を固形塩素剤などで消毒します

放 流

工事完了確認検査について

完了確認検査は、設置業者から実績報告書が提出された後、設置業者及び申請者立ち会いのもとに行う

- ・検査の日程・時間については、申請者と調整のうえ、設置業者が市担当者に連絡する
- ・当日は、「検尺、指示ピン、黒板または白板、カメラ」等を準備しておくこと
- ・検査完了時の写真は、速やかに提出すること

■検査内容

- ① 浄化槽設置の全景を確認する
- ② 浄化槽内部の状況を確認する
- ③ ブロワの設置状況を確認する
- ④ 各排水施設が確実に接続してあるか、また、管路の流れが円滑であるかを確認する
- ⑤ 計画どおりの施設に放流されているかを確認する
- ⑥ 申請者に対して、法定検査内容や施設の管理方法及び使用上の注意事項を説明する

■検査写真

- ① 当該浄化槽と周辺状況が分かるように撮影する〔浄化槽設置状況〕
- ② 検査員と申請者が浄化槽内部を確認している状況〔浄化槽内部の確認〕
- ③ ブロワを適切に設置している状況〔ブロワ設置状況〕
- ④ 各施設の接続状況および流れが円滑であることを確認している状況
〔排水施設接続及び流れの確認〕
- ⑤ 計画どおりの施設に放流されている状況〔放流先確認〕
- ⑥ 申請者に対して、法定検査や使用上の注意事項を説明する〔申請者への説明〕

◆黒板 記入例

合併浄化槽設置工事（●●宅）	
[完了検査]	
形式	●
型式適合認定番号	●
（検査員）●●課 ●●氏	

◆写真帳 記入例

※検査内容を記入する	
写真	・ 全景
写真	・ 型式適合認定番号
写真	・ 浄化槽内部説明状況